

簡易専用水道の手引き

令和5年3月

伊勢崎市環境部環境政策課

【問い合わせ先】

伊勢崎市 環境部環境政策課 環境企画係
〒372-0824

群馬県伊勢崎市柴町 954

(清掃リサイクルセンター21 管理棟 2階)

(電話) 0270-27-2733

(FAX) 0270-27-5388

(E-mail) kankyou-s@city.isesaki.lg.jp

目 次

I	簡易専用水道とは	1
II	設置者の義務	2
	1) 市への届出	2
	2) 厚生労働大臣の登録を受けた者による検査の受検	3
	3) 市への報告	4
	4) 維持管理	4
	(1) 貯水槽の清掃	4
	(2) 貯水槽の点検等	5
	(3) 水質の確認	5
	(4) 書類の整理	6
III	緊急時の措置	6
IV	災害時対策	7
V	市の指導	7
VI	簡易専用水道の点検項目	8
VII	関係法令	10

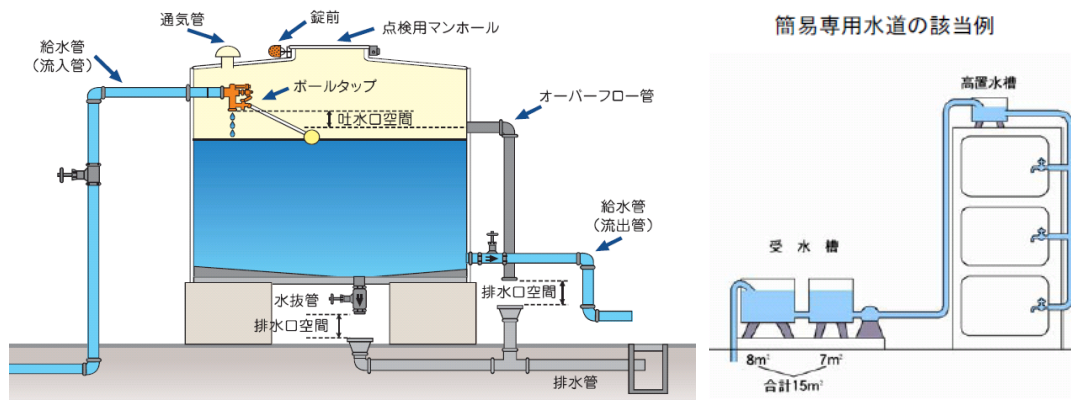
I 簡易専用水道とは

県や市町村などの水道から供給される水だけを水源として、マンションや病院、事業所等において、その水をいったん受水槽（※1）に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量（※2）の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。ただし、工場に設置しているなど、まったく飲料水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

簡易専用水道の設置者は、各種届出及び設置者としての維持管理が必要になります。各種届出は、伊勢崎市環境部環境政策課（以下「市」という。）までお願いします。

※1 受水槽

給水管からの水道水が最初に入るのが受水槽です。受水槽は、昭和50年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。



※2 有効容量

受水槽の有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、受水槽が適正に利用可能な水量のことです。高置水槽の容量は有効容量に含みません（上図参照）。

なお、受水槽の容量は、一日の使用量の半分程度、高置水槽は1/10程度が目安です。必要以上に溜めておくと、消毒の効果が薄くなり、汚染の危険が増すので気をつけましょう。

◆ 水道法

(用語の定義)

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

◆ 水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

- ※ 有効容量が10^m以下の受水槽は、いわゆる「小規模貯水槽水道」といい、設置者の維持管理等については、伊勢崎市給水条例で規定され、小規模貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告等は伊勢崎市水道事業の管理者(以下「上下水道局」という。)により行なわれることになっています。
- ※ 地下水(井戸水)などを受水槽に溜めて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える居住者に供給する場合又は一日最大給水量が20^mを超える場合は、水道法で「専用水道」として別の規制を受けます。専用水道の設置・管理・届出義務等については、「伊勢崎市専用水道及び簡易専用水道に関する規則」及び「専用水道の手引き」をご確認ください。

II 設置者の義務

簡易専用水道の設置者は、「伊勢崎市専用水道及び簡易専用水道に関する規則(以下「規則」という。)(Ⅶ 関係法令参照)の規定により、各種届出・報告が必要になります。以下の内容をよく確認し、手続き漏れのないようご注意ください。

1) 市への届出

簡易専用水道の設置者は、以下の届出が必要になります。

届出事項	説明	提出書類
簡易専用水道を設置したとき	設置したときは、様式第13号を添付して速やかに届け出てください。 (規則第9条第1項)	・簡易専用水道設置届(様式第12号) 及び ・簡易専用水道施設概要書(様式第13号)

届出事項	説明	提出書類
簡易専用水道の届出事項を変更したとき	届出事項を変更したときは、 必要書類を添付して 速やかに届け出てください。 (規則第9条第2項)	・簡易専用水道届出事項変更届 (様式第14号) 及び ・変更の内容が確認できる書類 及び図面
簡易専用水道を休止又は廃止したとき	休止又は廃止したときは、速やかに届け出てください。 (規則第9条第3項)	・簡易専用水道休止・廃止届(様式第15号)

2) 厚生労働大臣の登録を受けた者による検査の受検

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に、**厚生労働大臣の登録を受けた者**(簡易専用水道の検査機関)(以下「検査機関」という。)に依頼して、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けなければなりません。検査を怠った設置者は、市の指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、ご注意ください。

また、検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、設置者自らが市に報告するか、その検査機関に報告の代行を依頼してください。

◆ 水道法

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、**地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査**を受けなければならない。

◆ 検査機関が実施する検査の内容

《一般の施設》

① 水槽等の概観検査

貯水槽(受水槽・高置水槽等)の点検や、その周辺の状況についての検査を実施します。

② 水質検査

給水栓(蛇口)における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の有無についての検査を実施します。

③ 書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査を実施します。

《建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用される施設》

検査機関の検査を「書類検査」とすることができます。「書類検査」を受ける場合は、設置者は、検査機関の指定する必要書類を揃え検査の依頼をしてください。

※簡易専用水道検査機関は、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、確認のうえ、検査を依頼してください。

3) 市への報告

簡易専用水道の設置者は、水道法の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者による検査を受検したときは、以下の報告が必要となります。

報告事項	説明	提出書類
厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたとき	左記の検査を受検したときは、 必要書類を添付して速やかに 報告してください。 (規則第9条第4項)	・簡易専用水道受検報告書（様式第16号） 及び ・検査の結果を明らかにする書類の写し
簡易専用水道による給水の緊急停止を行ったとき	左記の場合は、直ちに報告してください。 (規則第10条)	・緊急停止報告書（様式第17号）

※ 届出及び報告に必要な様式は環境政策課窓口でお渡しできます。また、市公式ホームページでもダウンロードできます。

4) 維持管理

簡易専用水道の設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、以下の点について衛生管理を行ってください。

(1) 貯水槽の清掃

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水垢が発生したり、砂・鉄さび等が水道管を経て流入し堆積したりするため、受水槽・高置水槽等の清掃は毎年1回以上、定期的に行うことで水槽を清潔な状態に保ってください。

※ 清掃は、特殊な器具類が必要なうえ衛生的で安全な方法によることや、水槽の壁面の掃除や内部の消毒に伴う酸欠等危険を伴うこともあります。そのため、専門的な知識、技能を有する専門業者(建築物衛生法に規定された建築物飲料水貯水槽清掃業者)を活用することが望ましいとされています。

(2) 貯水槽の点検等

水槽の亀裂やマンホールの不備等は、汚水の流入や異物混入の原因となるため、水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善を行ってください。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、速やかに点検してください。

(3) 水質の確認

給水栓(蛇口)の水については、安全で衛生的な飲料水を供給するために施設の適切な管理が実施される必要があります。しかし、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、配水管の腐食等が進行することによって、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。

そのため、日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、速やかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善するようにしてください。

◆ 簡易専用水道の設置者は、次の水質検査を実施してください。

ア) 水の状態を観察(毎日)

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに給水栓(蛇口)から水道水をくみ、水の色、濁り、臭い、味を確認してください。

イ) 残留塩素の測定(週1回)

法的な義務はありませんが、専用の測定器により残留塩素の測定を行うことが望ましいです。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下したりした場合は、水が汚染されている場合があります。水の状態に異常があった場合は、市に相談してください。

※ なお、簡易専用水道により受水する水は、水道事業者から供給される水のみであることから、状況により水道事業者への相談が適切である場合があります。

ウ) 水道水質基準についての水質検査(年1回)

法的な義務はありませんが、年1回は水質検査を行い、水の安全を確認することが望ましいです。

◆ 水質検査項目 9 項目（推奨）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

(4) 書類の整理

次のような書類を整備し、保管・管理してください。関係書類を保管しておくことで、施設の改修や更新をする際に役に立ちます。

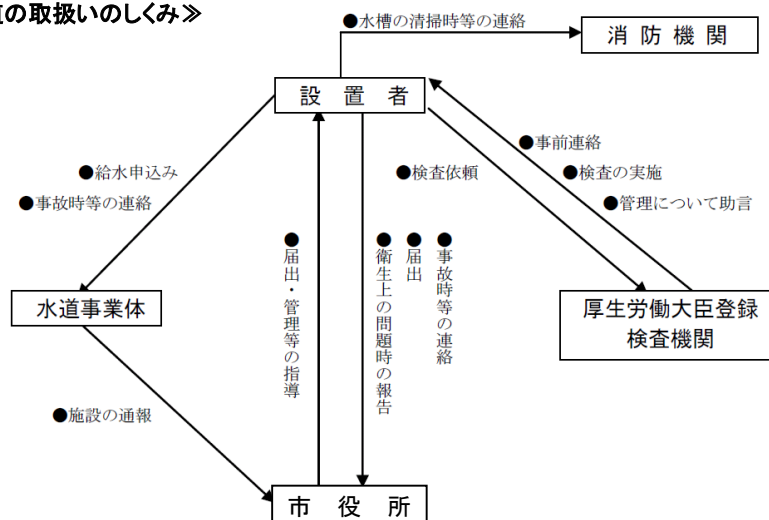
- ・ 設備の配置、系統を明らかにした図面
- ・ 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- ・ 水槽の清掃の記録（貯水槽清掃業者からの報告書等）
- ・ 簡易専用水道の年 1 回の検査機関による検査の受験結果を明らかにする書類（検査機関からの報告書等）
- ・ 管理の点検記録（あることが望ましい）

Ⅲ 緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、速やかに次のような措置をとってください。

- ・ 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び上下水道局へ連絡し指導に従うこと。
- ・ 給水停止中は、水道直結の給水栓（蛇口）等を利用して飲料水を確保すること。（直結せんがないときは、上下水道局へ相談し応急給水を依頼すること。）
- ・ 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開に向けて市又は上下水道局の指導に従うこと。

《簡易専用水道の取扱いのしくみ》



IV 災害時対策

簡易専用水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急時に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における活用の注意点を記しますので、参考にしてください。

- ① 簡易専用水道の水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の給水栓（蛇口）から採水しましょう。貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
- ② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。施設の屋上等高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままですと、水槽内の水はすぐになくなってしまいます。特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。
- ② 使用前には、色、臭い、味、濁りを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。水槽の水を採ったら、まず、色、臭い、濁り、味に問題のないことを確認してください。残留塩素測定器を持っている場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上あることも確認してください。

V 市の指導

市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次のような業務を担当します。

- ① 届出の指導
簡易専用水道の正確な実態を把握するため、上下水道局から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、状況に応じて設置者に届出を指導する場合があります。
- ② 立入検査・改善指導
管理状況検査の結果、衛生上問題があるとし、検査機関からの助言により設置者から報告があった場合は、必要に応じて担当職員が立入検査等を行い、帳簿・水質・施設の検査をし、必要な改善措置をとるよう指導する場合があります。
- ③ 改善の指示・給水停止命令（規則第11条第1項・第12条）
設置者による簡易専用水道の管理が不適當で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善を指示する場合があります。
また、改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の利益を阻害するおそれのある場合は、その指示に係る事項を履行するまでの間給水の停止を命令することがあります。

VI 簡易専用水道の点検項目

検査機関の検査における点検項目は以下のとおりです。



1 受水槽の周囲の状態

- 1) 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されているか。
 - ・点検等の保守管理が容易かつ安全に行うことができるか。
 - ・点検用はしごは正常か(破損、老朽化していないか)。
 - ・六面(水槽の上・下・左・右・前・後)点検が可能か。
 - ・水槽の架台は腐食していないか。
 - 2) 清潔で整理整頓され、ごみ、汚物等が置かれていないか。
 - ・樹木や雑草が茂っていないか。
 - 3) 水槽周辺の排水が良好で、たまり水、ゆう水等がないか。
 - ・上部を排水管等が通っていないか。
- ※関係者以外の人容易に水槽に近づけないよう、水槽周辺にフェンスを張るのが望ましい。



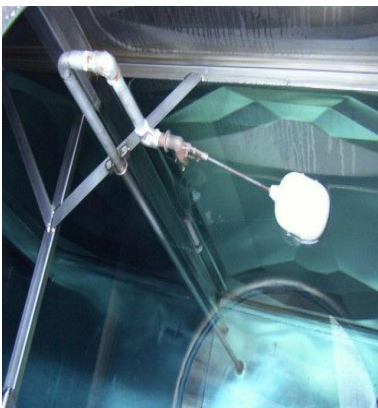
2 受水槽本体の状態

- 1) 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であるか。
- 2) 材質の劣化や地盤沈下等による本体の変形がないか。
- 3) 破損、亀裂、漏水箇所がないか。
- 4) 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないか。
- 5) 水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されているか。



3 受水槽上部の状態

- 1) 水槽上部は水たまりができない状態であるか(水槽が古くなると接合部のパッキンが劣化し、水槽内に水が侵入する)。
 - ・ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないか(通気管からほこりを槽内に吸込む恐れがある)。
- 2) 水槽のふたの直接上部に他の設備機器等が置かれていないか。
- 3) 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないか(油類・毒劇物等の保管場所、污水管、駐車場等)。



4 受水槽内部の状態

- 1) 汚泥、赤さび等の沈積物が異常にないか。
 - ・水面や水中に異物等がないか。
- 2) 槽内壁や内部構造物の汚れや塗装、パッキン材等の剥離がないか。
 - ・内部の金具等は腐食していないか。
- 3) 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないか(藻類が発生する恐れがある)。
- 4) 当該施設以外の配管設備が設置されていないか(床排水管、消火用配管等)。
- 5) 使用していない配管や電極がないか。
- 6) 受水口と揚水口が近接していないか(受水槽内での滞留水が生じる恐れがある)。



5 マンホールの状態

- 1) ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らない構造か(パッキンがあり、施錠をした状態で、がたつきはないか)。
- 2) パッキンの劣化がないか(劣化すると、枠との間にすき間ができ、埃や虫が侵入する)。
- 3) マンホールに亀裂がないか。
- 4) 施錠してあり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない構造か(錠の破損、錆び付きにも注意)。
- 5) マンホール面は、槽上面から衛生上有効に(10cm以上)立ち上がっているか(立ち上がりがないと、水槽内に汚水が侵入する恐れがある)。
- 6) マンホール枠にたまり水がないか。



6 オーバーフロー管の状態

- 1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあるか。
- 2) 管端部の防虫網が確認でき正常であるか。目詰まりがないか。
・網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであるか(2mm目以下)。
- 3) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であるか。
- 4) 当該施設以外の配管設備が接続されていないか(床排水管等)。
- 5) 接合部や配管に亀裂がないか。



7 通気管の状態

- 1) 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあるか。
- 2) 管端部の防虫網が確認でき正常であるか。目詰まりがないか。
・網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであるか(2mm目以下)。
- 3) 通気管として十分な有効断面積を有するものであるか。
- 4) 通気管の付近に建物の排気口等がないか。
- 5) 接合部や配管に亀裂がないか。



8 水抜き管の状態

- 1) 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であるか
- 2) 漏水していないか
- 3) 管端部を容易に確認することができるか。
- 4) バルブ等の操作は容易かつ安全に行うことができるか。

Ⅶ 関係法令

伊勢崎市専用水道及び簡易専用水道に関する規則（抜粋）

（簡易専用水道の設置等の届出）

第9条 簡易専用水道を設置したときは、当該簡易専用水道の設置者は、速やかに簡易専用水道設置届（様式第12号）に簡易専用水道施設概要書（様式第13号）を添付して市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の規定による届出事項を変更したときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第14号）に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに簡易専用水道休止・廃止届（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

4 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報告書（様式第16号）に、当該検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して市長に報告しなければならない。

（緊急停止の報告）

第10条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに緊急停止報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

（改善の指示等）

第11条 市長は、法第36条第1項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第3項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、指示書（様式第18号）により行うものとする。

（給水停止命令）

第12条 市長は、法第37条の規定により給水を停止すべきことを命じるときは、給水停止命令書（様式第20号）により行うものとする。

水道法（抜粋）

（用語の定義）

第三条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（検査の義務）

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

（改善の指示等）

第三十六条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（報告の徴収及び立入検査）

第三十九条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条(立入検査に関する部分に限る。)及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の第三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(罰則)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項(第二十四条の八第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令（抜粋）

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

水道法施行規則（抜粋）

（管理基準）

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。